

平成26年5月29日

65

株式会社ブライド・トゥー・ビー代理人

特定非営利活動法人

あいち消費者被害防止ネットワー

理事長 杉浦市

(連絡先) 〒460-0002

名古屋市中区丸の内2-18-2

三博ビル5

事務局長 外山孝

TEL: 052-265-925

FAX: 052-265-925

再 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、貴職より平成25年10月31日付け「回答書」にて、挙式・ご披露宴成約申込規約 平成23年10月16日改訂版（以下「本契約書」といいます。）の修正案をご提示いただきました。

貴職及びご依頼者が、「本契約書のうち、消費者契約法に違反する条項については、見直し又は削除等に応じることは当然であると考えてい」ることにつき、心より感謝いたします。

もっとも、ご提示いただいた修正案を再検討したところ、依然として、消費者契約法等に鑑み、消費者の利益を害し不当ないし不適切と思われる条項が散見されました。

つきましては、別紙のとおり、再申入れをいたしますので、ご検討の上、貴職の見解や対応につき、平成26年6月30日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本再申入れの内容、貴職からの回答の有無及び回答内容、当初申入れ以降の経緯・内容等については、消費者被害防止の観点から、当団体ホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

再申入れ事項

第1 第7条 お客様によるお取消

【修正前】

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、お内金とは別に、下記のお取消料とそれまでに要した実費を申し受けます。実費総額にはお申し込みされた商品の全てが含まれます。

取消日のご披露宴当日より起算して	お取消料
ご披露宴予定日の180日前まで	実費総額
179日前～150日前まで	実費総額と¥50,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥100,000
119日前～90日前まで	実費総額と¥200,000
89日前～60日前まで	実費総額と¥300,000
59日前～30日前まで	実費総額と¥350,000
29日前～20日前まで	実費総額と¥400,000
19日前～10日前まで	概算見積金額の70% (最低金額¥500,000)
9日前～当日まで	概算見積金額全額

注) 商品によってはお取消時期に関わらずキャンセル料がかかる場合もあります

注) ご契約後に挙式・ご披露宴の日時を延期された場合、そのキャンセル料は始めにご契約頂いた日時を基準とさせていただきます

【修正後】

すでにご契約をいただいた挙式・ご披露宴のお取消は、弊社に営業機会の喪失という損害が生じるため、下記のお取消料を申し受けます。

なお、お内金は下記のお取消料に充当させていただきます。

取消日のご披露宴当日より起算して	お取消料
ご披露宴予定日の365日前まで	¥25,000
364日前～180日前まで	実費総額と¥50,000
179日前～150日前まで	実費総額と¥100,000
149日前～120日前まで	実費総額と¥200,000

119 日前～90 日前まで	実費総額と¥300,000
89 日前～60 日前まで	実費総額と¥400,000
59 日前～30 日前まで	実費総額と¥450,000
29 日前～20 日前まで	実費総額と¥500,000
19 日前～10 日前まで	実費総額とお見積額の 40%
9 日前～前日まで	実費総額とお見積額の 50%
当日	お見積金額の全額
(注意書き削除)	

1 再申入れの趣旨

- (1) 365 日前までの取消しの場合の取消料を削除してください。
- (2) 9 日前～前日までの取消料につき、「実費総額とお見積額の 45%」を下回る金額としてください。
- (3) 当日キャンセルの場合の取消料が、「お見積金額の全額」となっていますが、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れる経費（各種のクリーニング費用や他の顧客に提供可能な飲料や食材等）を差し引いた取消料としてください。

2 再申入れの理由

- (1) 再申し入れの趣旨 (1) について

修正後の規定では、365 日前までの取消料を¥25,000 と定めています。

しかしながら、貴社においては挙式・披露宴の契約は 8 か月前から 10 か月前までにされることが最も多いということですから、披露宴の 365 日前までに取消されれば、再販売できる可能性が極めて高いというべきであり、貴社の損害が観念できません。また、本規定では申し込み翌日に取消しをした場合でも、取消料がかかることとなり、不当に高額というべきです。

この点、申込みや取消しの濫用を防止するためとのご反論も考えられますが、365 日前までの取消しであれば、濫用との指摘はあたらないというべきです。キャンセル待ちの顧客を受け付けることにより、営業機会の喪失を防ぐことが可能です。

なお、モデル約款について、当団体が必ずしも平均的損害の額を超えない額を定めた規定とは考えていないという趣旨は、モデル約款を下回っているからといって有効な規定であるとは言えないということです（モデル約款にも「お見積額の 30%まで」等と規定してあります）。

現に、挙式の1年以上前に予約し、その数日後（挙式より1年以上前）にキャンセルした事例において、予約金を返金しないとの条項が消費者契約法9条1号により無効となるとされた裁判例（東京地判平成17年9月9日判時1948・96）もある上、公益社団法人全国消費者生活相談員協会は、モデル約款の365日前までの解約料を定める部分を削除するよう、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会に要望書を提出しています。

したがって、365日前までに取消された場合の取消料の規定を削除してください。

（2）再申し入れの趣旨（2）について

修正後の規定では、9日～前日までの取消料を実費総額とお見積額の50%と定めています。

しかしながら、モデル約款を下回れば平均的損害を超えない額といえるわけではないことは前述したとおりですが、本規定は、モデル約款の基準（お見積額の45%までと実費総額）を上回る取消料を定めており、平均的損害を超える額というべきです。

したがって、9日前～前日までに取消された場合の取消料について、「実費総額とお見積額の45%」を下回る金額としてください。

（3）再申し入れの趣旨（3）について

貴社の規定では、当日の取消料を、お見積額の全額と定めています。

しかしながら、当日キャンセルの場合、挙式・披露宴を行わなかったことにより支出を免れることになった経費分（各種クリーニング費用や他の顧客に提供可能な飲料や食材等）は、貴社の損害とはならないはずです。

この点、東京地裁平成23年11月17日判決（判時2150号49頁、判タ1380号235頁）は、手配旅行契約を前日にキャンセルした事案の取消料について、旅館側が、キャンセルにより支払を免れた食材費、水光熱費、クリーニング費用等については、平均的な損害を超えるものとして、消費者契約法9条1号により無効であると判示しています。

また、当団体が、貴社と同じく挙式・披露宴を実施している業者に対し、同様の申し入れをした事案において、未開封の飲料代金等につき、取消料から控除する規定に改訂していただいた例があります。

したがって、当日の取消しの場合の取消料を、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れる経費分を差し引いた取消料としてください。

第2 第9条 衣装の取消料

【修正前】

販売商品に関しましてはご契約から一週間がクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
ご契約後8日以降～ご使用予定日の30日前まで	商品レンタル価格の50%
29日前～挙式当日	商品レンタル価格全額

レンタル商品に関してのご契約後のご衣裳の変更は可能となります。

レンタル商品におけるご使用中の紛失・汚損・その他事故を生じた場合は補償の実費総額を申し受けます。

【修正後】

販売商品に関しましてはご契約から一週間がクーリングオフ期間となり、8日以降契約決定と致しまして業者へ発注致します。

クーリングオフ期間後販売商品はキャンセルできかねます。キャンセルの場合は商品の全額を申し受けます。

レンタル商品に関しましてクーリングオフ期間としてご契約日より一週間以内のキャンセルは無料とさせていただきます。8日以降契約決定となります。契約後のキャンセルは下記のお取消料を申し受けます。

取消日のご使用日より起算して	お取消料
364日前～180日前まで	商品レンタル価格の10%
179日前～120日前まで	商品レンタル価格の20%
120日(119日の誤りか)前～90日前まで	商品レンタル価格の30%
89日前～60日前まで	商品レンタル価格の40%
59日前～30日前まで	商品レンタル価格の50%

1 再申入れの趣旨

- (1) レンタル商品のキャンセルにより貴社に生ずべき損害は、もつとも高額となる場合でも、貴社規定第10条に定める持ち込み保管料相当額+ α というべきですので、この金額（新郎衣裳1点3万円，新婦衣裳1点5万円）を基準に、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額を再考してください。
- (2) レンタル商品のキャンセル後、貴社指定業者から改めて別のレンタル商品を契約した場合、及び、レンタル商品のキャンセル後、貴社指定業者以外から衣裳手配（購入を含む）をした場合には、上記取消料がかからないようにし、その旨を明示してください（取消料がかかるのは、レンタル商品をキャンセルするとともに、挙式・披露宴実施契約についてもキャンセルした場合のみとしてください）。
- (3) 仮に、(1)のように変更することができない合理的理由がある場合で、商品レンタル価格を基礎として取消料を定める場合には、算出の基礎となる「商品レンタル価格」が、現実のレンタル価格（割引後の価格）であることを明示するとともに、364日前から当日までの取消料につき、商品レンタル価格に乗ずる割合を減じ、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額としてください。
- (4) 仮に、(1)のように変更することができない合理的理由がある場合で、商品レンタル価格を基礎として取消料を定める場合には、当日キャンセルの場合であっても、キャンセルにより貴社が支出を免れることになった経費分（補正にかかる費用、着付けのための人件費、各種のクリーニング費用等）を差し引いた額の取消料としてください。

2 再申入れの理由

(1) 修正後の規定

修正後の規定では、364日前から30日前までの取消料が、レンタル価格の10%から50%と段階的にあがり、29日前から当日までは一律にレンタル価格全額となっています。

(2) 再申し入れの趣旨(1)について－「お持ち込み保管料」規定の存在

通常、貴社指定業者から衣裳レンタルしない場合の損失として、「持ち込み料」が予定されおり、貴社規定第10条にも類似の規定があります。同条は「お持ち込み保管料」と規定してはいますが、事前の保管の必要性は、指定業者からのレンタルの場合でも同様であり、かつその場合には保管料を徴収していな

いことからすると、同条の「お持ち込み保管料」とは、指定業者からのレンタルであれば得られたはずの貴社の利益を填補する目的で徴収しているものと考えられます。

そして、指定業者からの衣裳をキャンセルした場合の貴社の損害は、上記指定業者から衣裳レンタルをしない場合（持ち込みの場合）とほぼ同様に考えることができます。

すなわち、指定業者からの衣裳をキャンセルした場合の貴社の損害は、「お持ち込み保管料」相当額か、これに若干上乘せした程度の金額であるといえ、貴社修正後の取消料は、不当に高額といえます。

したがって、「お持ち込み保管料」の金額（新郎衣裳1点3万円、新婦衣裳1点5万円）を基準に、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額を再考してください。

(3) 再申し入れの趣旨(2)について—衣裳変更の場合を除いていないこと

レンタル商品のキャンセル後、貴社指定業者から改めて別のレンタル商品を契約した場合は、空いていた衣裳に乗り換えるだけであり、新たなレンタルにより貴社は利益を得ることができるため、貴社の損害はありません。

また、レンタル商品のキャンセル後、貴社指定業者以外から衣裳手配（購入を含む）をした場合は、「お持ち込み保管料」をもらうことで、貴社は、上記指定業者からのレンタルであれば得られたはずの利益を填補することができるため、やはり貴社の損害はないというべきです。

したがって、レンタル商品のキャンセル後、新たなレンタル商品が契約された場合（購入を含む）には、取消料がかからないようにし、その旨を明示してください（取消料がかかるのは、レンタル商品をキャンセルするとともに、挙式・披露宴実施契約についてもキャンセルした場合のみとしてください）。

(4) 再申し入れの趣旨(3)について

貴社は、レンタル価格を、一定の場合に、10万円引き、15万円引きなどといった形で割り引き、割引後の価格にて契約をしていますが、レンタル商品をキャンセルする場合には、取消料算出の基礎となる「商品レンタルの価格」を、割引前の高い価格のままとする取扱をしているようです。

しかしながら、取消料算出の根拠となる「商品レンタル価格」は、当該顧客に対する現実のレンタル価格、すなわち各種割引後の価格とすべきです。なぜならば、取消料とは、あくまで貴社が得られたはずの利益を補填するものですが、レンタル商品がキャンセルされた場合に、現実のレンタル価格以上の損害

が貴社に発生することは、通常考えられません。

したがって、商品レンタル価格を基礎として取消料を定める場合には、上記取扱を改め、取消料算出の基礎となる「商品レンタル価格」が、現実のレンタル価格（割引後の価格）であることを明示してください。

加えて、他の適格消費者団体が、貴社同様の挙式用貸衣装レンタル業者に対し、取消料規定の是正申し入れをしたケースにおいて、取消料を、挙式日から起算して90日前から15日前までは30%、14日前から7日前までは50%、6日前から2日前までは80%、前日及び当日は100%とする内容に改定していた例があります。

この例と比較すると、貴社の規定は、取消料の上昇時期が早く、かつ上昇率が高いことが明らかですが、貴社には、上記例に比して高い損害が認められる根拠がありません。

したがって、364日前から当日までの取消料につき、レンタル価格に乗ずる割合を減じ、貴社に生ずべき平均的損害を超えない額としてください。

(5) 再申し入れの趣旨（4）について

また、当日キャンセルされた場合でも、キャンセルされたことにより貴社が支出を免れることになった経費分（補正にかかる費用、着付けのための人件費、各種のクリーニング費用等）は、貴社の損害とはなりえません（前掲東京地判平成23年11月27日）。

したがって、当日キャンセルの場合の取消料について、キャンセルにより貴社が支出を免れることになった経費分を差し引いた額としてください。

第3 第20条 管轄裁判所

本契約に関する訴訟は、弊社本店の所在地を管轄する裁判所で行うこととさせていただきます。

1 申入れの趣旨

本条項を削除するか、又は本条項が付加的管轄の合意であること（他の管轄を排除するものではないこと）が明確となるような規定としてください。

2 申入れの理由

ご承知のとおり、合意された管轄が専属的か否かが明らかでない場合には、特段の事情がない限り、付加的管轄の合意がなされたものと観るべきとする裁判例（東京高決平成2年2月21日等）によれば、本条項は付加的管轄の合意であると判断されるものと考えます。

しかしながら、消費者契約法3条は、消費者と事業者との情報の質及び量や交渉力の格差に鑑み、事業者に対し、消費者にとっての契約内容の明確、平易を求めています。本条項は、必ずしも法的知識に通暁していない一般消費者にとっては、他の管轄を排除した規定であるとの誤解を抱かせるものです。

したがって、消費者契約法3条の趣旨に鑑み、本条項を削除するか、又は本条項が付加的管轄の合意であること（他の管轄を排除するものではないこと）が明確となるような規定としてください。

以 上